



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

消費者によりレンタカーの返還が遅滞した場合の違約金および遅延利息を規定した約款の条項の組み入れにつき、消費者の合意が否定された事例(改正前民法の事例)

本件は、消費者が、レンタカー事業者より賃借したレンタカーについて、コインパーキングに駐車し事業者に取りに行くように求めたことが返還になるのか、また、返還を遅滞しているとしても、違約金についての条項の効力が認められるのかが問題となった事例である。本判決は、返還を否定し返還の遅滞を認めただうえで、消費者が契約書に、貸渡約款、レンタカー規約に同意をして厳守する旨を約束し、違約金につき、契約書の裏面のレンタカー規約に超過料金の倍額とする旨の規定がされていても、超過料金の金額は別の冊子に記載され、消費者はその交付を受けていない以上は、違約金また遅延損害金の条項につき契約に組み入れる旨承諾したとはいえないと判示し、民法の規定による遅延損害金の支払いのみを命じている。(東京地方裁判所 原告：X(レンタカー事業者) 被告：Y(消費者) 令和元年8月7日判決、ウェストロー・ジャパン掲載)

事案の概要

1 XY間の本件契約

Xは、レンタカー業等を業務内容とし、A店には店長Bのほかに3名の従業員がいる。Xは、2017年8月下旬、A店で、Yに本件車両を、その日から同年9月上旬まで(利用日数7日間)としてYに貸し出し、その後契約は2回延長され、最終的には貸出期間満了日が2017年9月下旬とされた。

2 違約金等の約定

(1) 約款の組み入れ合意はあった

Yは、契約締結時に、本件契約書に署名するに際し、署名欄の上部にあるチェック欄にレ点を記入した。チェック欄には、「私は甲レンタカーより車両を借りるにあたり、契約内容及び貸渡約款、レンタカー規約に同意をし厳守することを約束します」との記載があった。また、契約書の裏面には、レンタカー規約が記載されており、店舗に無断で返還が遅れた場合には、

超過料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約金を支払う旨の記載があった。

(2) 超過料金は別の冊子に記載

貸渡約款には超過料金の金額の記載がなく、「ご利用のご案内」と題する冊子(以下、本件冊子)に24時間ごとに約2,500円と記載されていた。本件冊子は、契約締結時にYに交付されておらず、A店に備え置かれてもいなかった。

3 本件車両の返還

Yは、2017年9月下旬、貸出期間満了日の前に本件車両の鍵を紛失した際の店長Bの言動により、店長Bを嫌悪するようになった。そのためYは、返還期日の2017年9月下旬貸出期間満了日前日に、本件車両をA店に返還に行かず、コインパーキング(以下、本件駐車場)に駐車し、その旨をXに伝えた。同年10月上旬、Yの依頼により弁護士において、本件車両の鍵と車検証等をXに送付し、Xが本件車両を本件駐車場から引き取るようにと伝えた。本件車両は駐車され続け、2018年9月下旬、ようやく本



件駐車場の管理会社からXに返還された。

4 Xの請求

XはYに対して、①7日分の貸渡料約16,000円(約13,000円が基本料金、約3,000円が事故免責補償制度(CDW)の加入料)、②超過料金、1日につき約3,500円(1日当たりの利用料金が約2,500円、CDW加入料が約1,000円)、③違約金、1日につき超過料金の倍額(約7,000円)、④遅延損害金、年約15%とすることが契約内容であると主張して、②~④につき次のような支払いを求めた。

- ①2017年9月下旬の貸出期間満了日の翌日から本件車両の返却日(2018年9月下旬)までの期間に係る^{かか}違約金合計約380万円
- ②貸出期間満了日の翌日から2018年3月下旬までの違約金約195万円についてのその翌日(少なくともこの頃に請求があったと認められている)から支払い済みまで約定の年約15%の割合による遅延損害金

5 Yの反論

Yは本部から、本件車両を本件駐車場に置いておけば、Xに引き取りに行かせる旨提案があり、Yは、これを受け入れたので本件車両の返還義務は免除されている、そうでなくとも、Yは、Xに対し、本件駐車場を知らせるとともに、本件車両の鍵および車検証を送付し、これをもって返還義務を履行したなどと主張した。

そして、超過料金、違約金および遅延損害金の各定めについては承諾していない、また、信義則(民法1条2項)に反し、ひいては消費者契約法10条により無効であるなどと主張した。



理由

1 返還義務の免除・履行等

Yは、2017年9月下旬の貸出期間満了日の翌日に、本部から、本件車両を本件駐車場に置いておけば、Xに引き取りに行かせる旨提案があり、Yはこれを受け入れたので、Yが負う本件車両の返還義務は免除されたと主張した。しかし、実際はYが本部に対して一方的に本件車

両の引き取りを要請していたに過ぎず、本部がYの要請に応じたとは認められない。

また、Yは、2017年10月上旬に、弁護士から、Xに対し、本件駐車場を知らせるとともに、本件車両の鍵および車検証を送付し、これらの措置をもって返還義務を履行したと主張した。しかし、Xはこれを承諾しておらず、また、Xは駐車料金未払い分の支払いなくしては本件車両を引き取れなかったものであり、前記措置では返還義務が履行されたとはいえない。

2 違約金等の合意について

(1) 具体的金額は約款に記載がない

Yは、本件賃貸借契約締結時に、本件契約書の裏面の記載から違約金の定め方については認識し得たといえる。もっとも、超過料金の具体的金額およびこれをもとにした違約金の具体的な金額ならびに遅延損害金の約定利率といった各事項については、記載があるのは本件契約書ではなく本件冊子であり、それがXのA店のデスクに備え置かれてすらいなかった。

(2) その金額につき組み入れの承諾はない

そうすると、Yは、超過料金の具体的金額およびこれをもとにした違約金の具体的な金額ならびに遅延損害金の約定利率といった各事項については、具体的内容を認識し得たとは言い難く、YがXに対し、本件賃貸借契約の内容に組み入れる旨承諾したとは認め難い。Yは、本件契約書に、貸渡約款、レンタカー規約に同意をして厳守することを約束する旨を表示しているが、表示に際して、Yが前記各事項について認識し得る機会すらなかったのであり、本件表示をもって前記各事項を本件賃貸借契約における合意内容に組み入れる旨承諾したとはいえない。

(2) 民法の規定による責任を負うのみ

したがって、Yが本件賃貸借契約に基づいてXに対して負う本件車両の返還義務や金銭支払義務の遅滞について責めを負うとしても、責任の内容は民法にのっとって定められるものとするのが相当である。



3 請求できる金額

XがYに対して履行遅滞に基づく損害賠償として請求し得るのは、貸渡料に相当する損害金の限度というべきであり、その額は、利用日数7日間の貸渡料が合計約16,000円であることから、1日につき約2,300円(小数点以下切り捨て)の限度で認めるのが相当である。

そうすると、損害金の具体的金額は、2017年9月下旬(貸出期間満了日の翌日)から2018年3月下旬までの約180日間(⇒①)につき約40万円、2018年3月下旬の翌日から同年9月下旬(返却日)までの約180日間(⇒②)につき約40万円(合計約80万円)となる。

そして、2017年9月下旬の貸出期間満了日の翌日から2018年3月下旬までの損害金につき遅延損害金の支払いを求めるが、その利率は、民法所定の年5分の限度で認めるのが相当である。なおXは、2018年3月中旬に、Yに損害金の支払いにつき催告している。

4 過失相殺

Yと店長Bの間で鍵の紛失をめぐって当人間でのやりとりを阻害するような言動が交わされたとしても、別の従業員が対応して本件車両の返却に伴う手続きをすれば足り、かつそれが可能であった。また、ほかにXの責めに帰すべき事情は認められず、過失相殺の主張は理由がない。



解説

1 賃借物の返還義務

賃借人は、賃貸借契約が終了すれば、賃借物の返還義務を負うことになる(民法601条)。本件では、返還場所は、借りたA店に返還するいわゆる「持参債務」であった。

したがって、Yは本件車両をA店に持参して引き渡す必要があり、一方的に場所を指定して、そこにXに取りに来るように求めることは、履行はもちろん提供(民法492条)にもならない。口頭の提供でよい場合が認められているが(民法493条ただし書)、本件では、A店には店長BがいるのでA店に返還しに行きたくないとい

う主張は、Yの一方的な主張であり、Xが受領をあらかじめ拒絶しているわけではない。Yの返還義務の履行また提供が否定され、Yの返還義務の履行遅滞が認められるのはしかたない。

2 改正前民法における約款条項の契約への組み入れ

(1) 合意されていない冊子の効力

本件では、Yが「貸渡約款、レンタカー条項に同意をし厳守することを約束します」と承諾していることから、これらの約款に規定されている違約金と遅延損害金の約定利率についての合意が、約款には具体的金額が記載されていなくても、別個の冊子により金額が補完され成立したと認めてよいのかが問題とされた。

本件では、レンタカー規約が契約書の裏面に記載され、①料金表に定める超過料金の支払い義務、②違約金として超過料金の倍額を支払うことが規定されている。貸渡約款には③遅延損害金が年約15%であることが規定されている。しかし、肝心の超過料金の具体的金額はいずれにも記載がなく、別に作成され交付も開示もされていない本件冊子の中に記載されていた。

そのため本判決は「超過料金の具体的金額及びこれを基にした違約金の具体的な金額並びに遅延損害金の約定利率といった各事項については、それらの事項の具体的な内容を認識し得たとはいいい難い」として(傍点筆者)、「それらの事項を本件賃貸借契約の内容に組み入れる旨承諾したとは認め難い」と判示した。

(2) 従来判例

約款の交付を受けて契約をした場合には、その約款を契約内容とすることが合意されているものと推定されると考えられていた(参考判例①)、本判決は「具体的な内容を認識しえた」ことを組み入れのための要件にしたのである。これまで、約款の条項の内容を、当事者の意思を合理的に推測しての解釈したり(参考判例②～④)、民法理論と異なる合意についてその内容が明確に条項に規定されていないことから特約の成立を否定したりする判決があった(参考判例⑤)。本判決

は、問題の条項自体に具体的金額が定まっておらず別のいわば孫約款・細則に規定されている場合に、それらについては合意がされていないことから、組入れ合意を否定するという、従前問題とされたことのない事例についての判決である。

ただし、本判決が、いわば孫約款・細則について、組入れ合意がないから合意内容になることを否定したのか、それとも、組入れ合意はここにも及ぶが、その書面交付がないので組入れ合意の要件を満たさないと判断したのか、この点は明確ではない。この点は、改正民法の解釈においても依然として残される問題である。

3 改正民法ではどうなるか

(1) 組入れ合意が必要

本件事例は、改正民法ではどう扱われるのであろうか。この点、民法548条の2第1項1号の「定型約款を契約内容とする旨の合意をした」という要件の解釈にかかってくる。

定型約款は契約内容を定めているというだけでなく、契約当事者が「契約内容とする旨の合意」をしたことが必要である。本件では、貸渡約款、レンタカー規約については組入れ合意がされているが、「超過料金」を規定した別個の本件冊子は、レ点をつけた組入れ合意の対象にはなっていない。では、合意がされた定型約款のみが組み入れの効力が認められ、その約款にさらに孫約款・細則に委ねる条項(以下、準拠条項)がある場合に、孫約款・細則については組入れ合意の効力が及ばないのであろうか。

(2) 組入れ合意の要件

(a) 開示は不要

契約に組み入れる定型約款については、事前に定型約款を開示することは必要ではなく、求められたならば開示をする必要があるに過ぎない(改正民法548条の3)。そうすると、本件冊子の交付をしなかったというだけでは、改正民法では組入れ合意は否定されない。

(b) 孫約款・細則に委ねる条項まで組入れ合意の対象か

問題は組入れ合意自体の要件充足であり、抽

象的・一般的に定型約款の規律を受けるという組入れ合意でよいのであろうか。もしそれが認められず、具体的に特定して定型約款の組入れ合意をしなければならないとしても、さらにその約款の中に準拠条項があって、別個の孫約款・細則によるという条項がある場合、その準拠条項につき合意したものとみなされるので、組入れ合意は元約款だけを合意しておけばよいのであろうか。もしそう考えると、準拠条項をあれこれ置くことにより、細かな細則については別個に組入れ合意を不要とできることになる。

(c) 今後の解釈に任される

確かに事業者側としては、追加料金のように臨機応変に変更の可能性がある事項については、細則に委ねる必要性は高い。その一方で、準拠条項を多用することで、合意の対象となる定型約款が形骸化されるという危惧がある。開示を必要とすれば、孫約款・細則も含めて開示したもののみが組入れ合意が認められるので問題ないが、改正民法は約款の開示を不要としたがために、準拠条項を含んだ基本約款のみの組入れ合意で足りると考える余地がある。

(3) 本件の改正民法での扱い

改正民法548条の2第1項1号の解釈としては、(2)(c)に示したいずれの解釈も可能である。そのため、本件は、改正民法の下では、本判決と同じ結論が出されるとは限らず、組み入れを認める判決が出される可能性も高い。今後の判例を見守る必要がある。

参考判例

- ① 大審院大正4年12月24日判決(『民録』21輯 2182ページ)
- ② 最高裁昭和62年2月20日判決(『民集』41巻 1号159ページ)
- ③ 最高裁平成5年3月30日判決(『民集』47巻 4号3262ページ)
- ④ 最高裁平成15年2月28日判決(『集民』209号 143ページ)
- ⑤ 最高裁平成17年12月16日判決(『集民』218号 1239ページ)